

杉並区
多世代が利用できる
公園づくり基本方針

平成 31 年 1 月

杉並区

目次

第1章 方針の策定にあたって

- 1-1 方針策定の背景と目的 1
- 1-2 方針の対象 1
- 1-3 方針の位置づけ 2

第2章 公園等における現状と課題

- 2-1 公園等の整備状況 3
- 2-2 公園等の配置状況 4
- 2-3 公園施設の老朽化 5
- 2-4 公園機能の現状 7
- 2-5 公園利用の多様化 9
- 2-6 区民ニーズと公園機能の比較 13

第3章 課題解決に向けた基本的な考え方

- 3-1 課題解決に向けた方向性 14
- 3-2 複数の公園等による公園機能の見直し 15
- 3-3 核となる公園と公園区の設定 16
- 3-4 公園施設にかかる費用縮減対策 19
- 3-5 公園施設の長寿命化への取組 20
- 3-6 公園施設の再配置による費用縮減 22

第4章 多世代が利用できる公園づくりの実現に向けて

- 4-1 協働による公園づくり ～みんなで考えます～ 23
- 4-2 計画的な公園区の改修 ～着実に進めていきます～ 23
- 4-3 方針の改定 24
- 4-4 公園等を取り巻く課題への取組に向けて 24

資料編

1	公園等の分類	25
2	公園等の参考誘致距離範囲	27
3	公園等一覧	28
4	公園施設の分類	35
5	各地域における比較レーダーチャート	38
6	公園区の分析評価	40
7	区民ニーズ調査	104

第1章 方針の策定にあたって

1-1 方針策定の背景と目的

杉並区ではこれまで計画的に公園整備を進め、その箇所数は300を超えました。一方で公園施設（※）の老朽化に伴い維持管理費が増加するとともに、少子高齢化の進展や公園利用に関する区民ニーズの多様化など、公園を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第26号）の施行により、公園がオープンスペースとして多面的な機能を発揮できるよう、区民ニーズに沿って既存の公園を有効活用することが求められています。

こうしたことから、公園施設の再配置等による公園機能の見直しを図りながら、多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、本方針を策定します。

1-2 方針の対象

本方針では杉並区が管理する都市公園、児童遊園、遊び場、いこいの森（以下、「公園等」という）を対象とします。

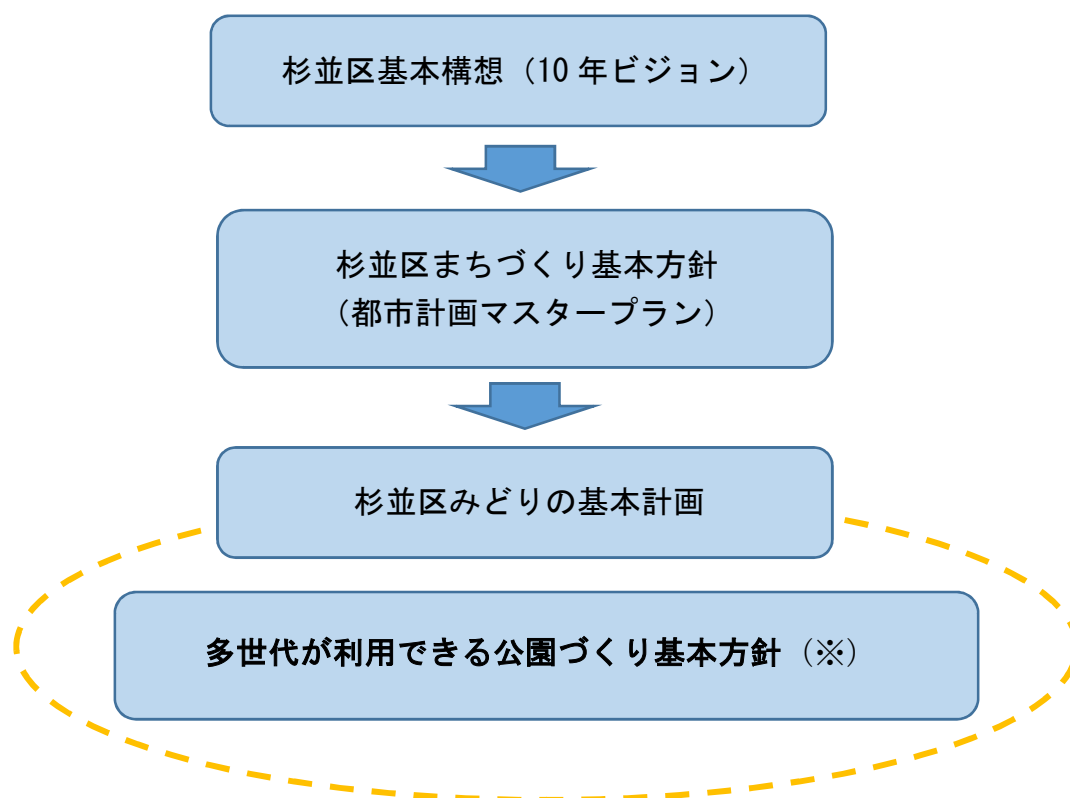
公園機能見直しの中で考慮する施設

- ・東京都、近隣自治体が設置・管理する公園等
- ・生産緑地をはじめとする農地や公共施設（学校、体育館等）

※ 公園施設とは、公園等に付帯する遊具・ベンチ、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設をいいます。（資料編4参照）

1-3 方針の位置づけ

本方針は都市公園を含む杉並区の公園等の整備・管理に関する考え方を示すものです。都市緑地法では、都市公園の整備及び管理の方針を緑の基本計画に定めることとされています。そのため本方針は都市緑地法に基づく都市公園の管理方針として、杉並区みどりの基本計画の一部として位置付けます。

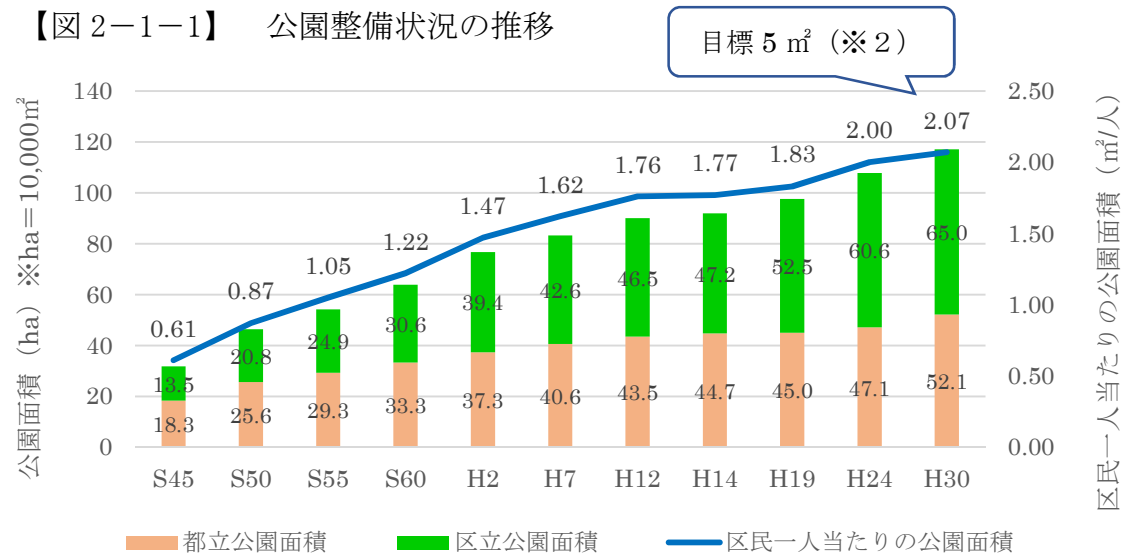


※ 本方針は今後、杉並区みどりの基本計画の改定にあわせ、計画に包含することを予定しています。

第2章 公園等における現状と課題

2-1 公園等の整備状況

杉並区内の公園整備状況を見ると、公園の整備面積、区民一人当たりの公園面積は着実に増えています。（※1）

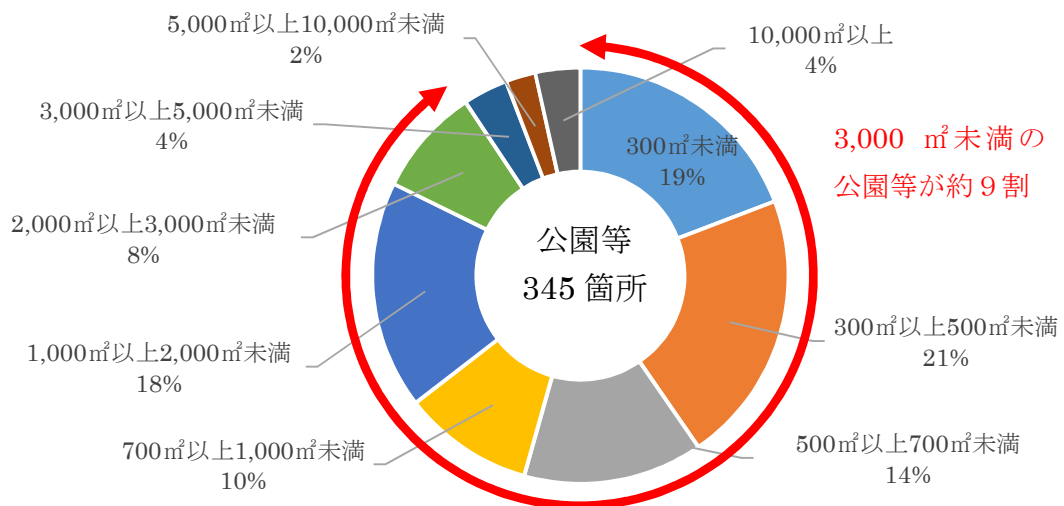


※1 遊び場は暫定的な整備であること、いこいの森は区有地ではないことから、図に示す公園面積には含まれません。

※2 杉並区みどりの基本計画における長期的な目標

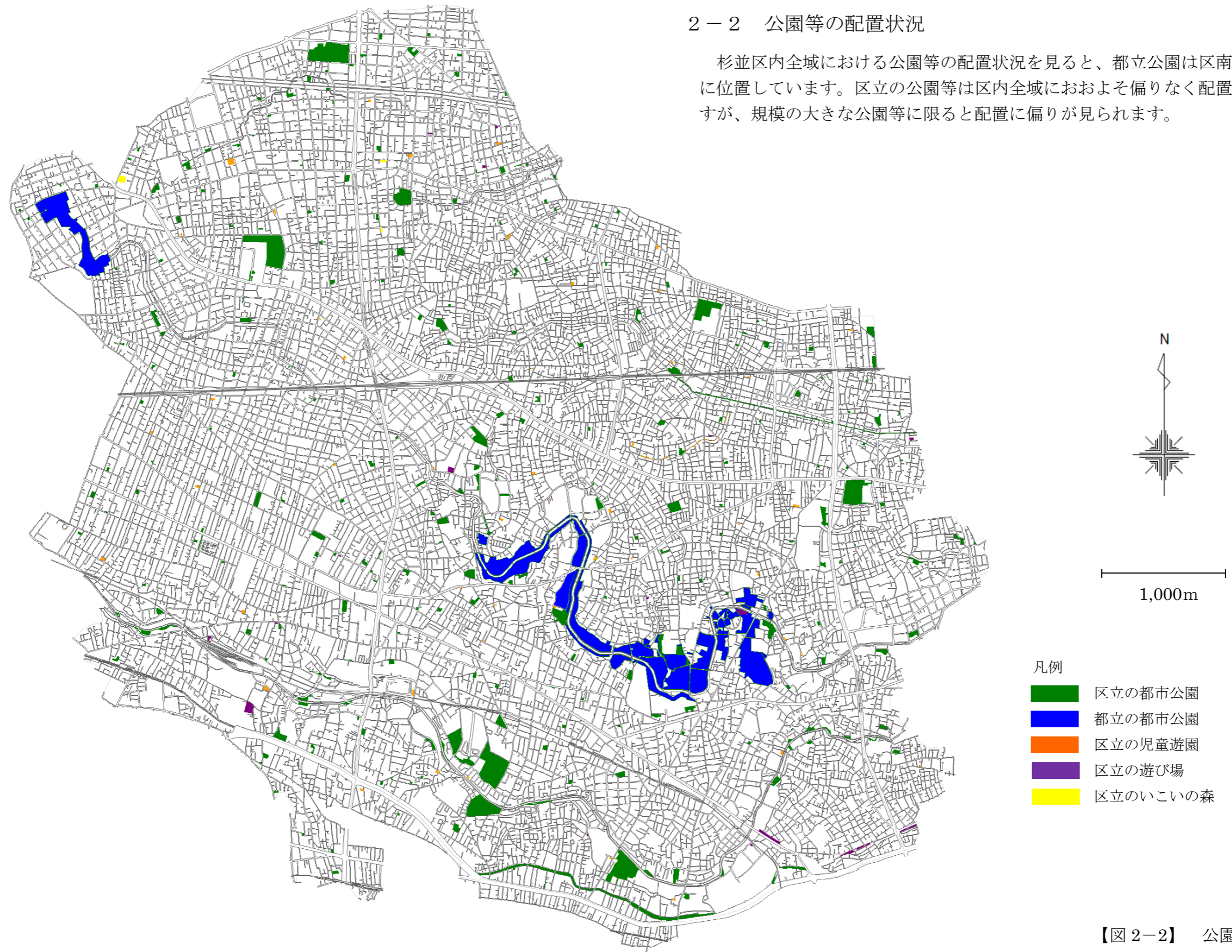
区立の公園等の整備状況を面積別に見ると、3,000㎡に満たない公園等が約9割を占めています。

【図2-1-2】 面積別公園等の整備状況（平成30年4月1日現在）



2-2 公園等の配置状況

杉並区内全域における公園等の配置状況を見ると、都立公園は区南部と北西部に位置しています。区立の公園等は区内全域におおよそ偏りなく配置されていますが、規模の大きな公園等に限ると配置に偏りが見られます。

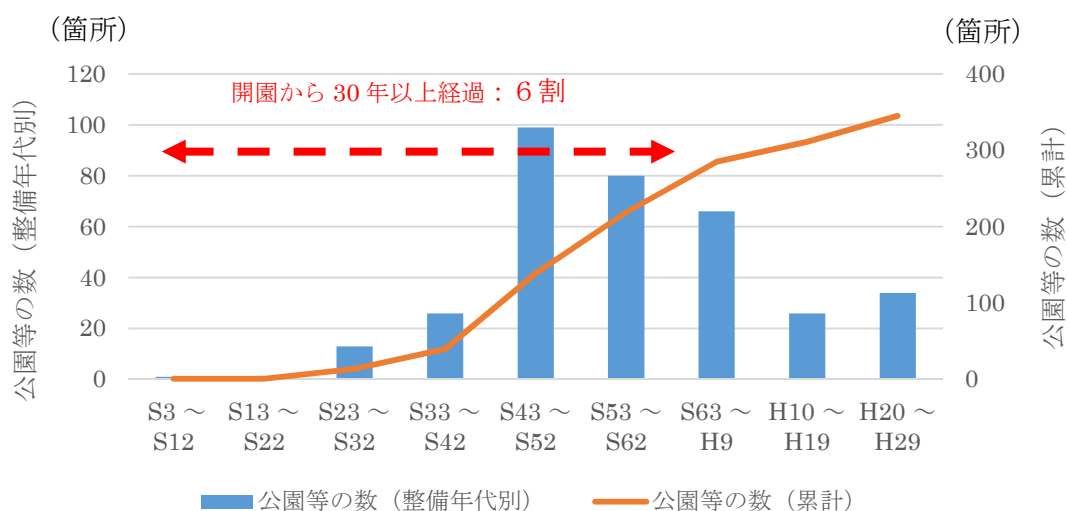


【図 2-2】 公園等の配置図

2-3 公園施設の老朽化

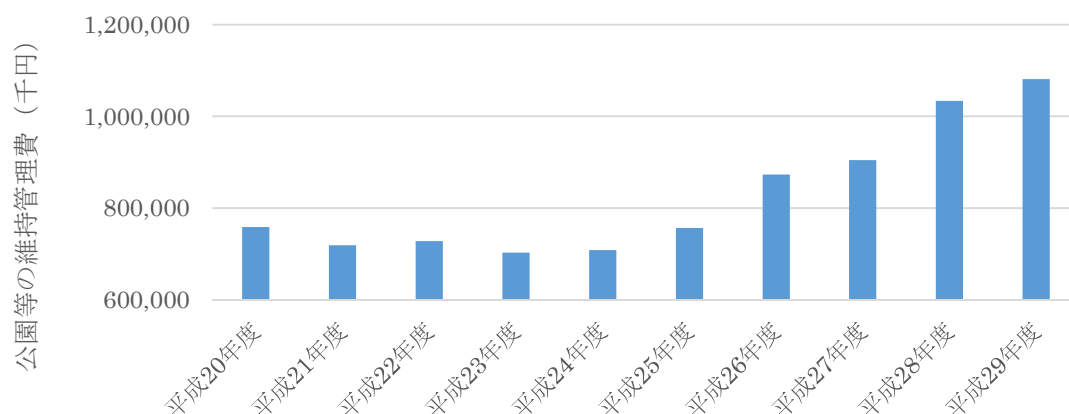
区立の公園等の整備状況を年代別に見ると、昭和43年以降の整備が多く、開園から30年以上経過した公園等が6割を超え、その割合は10年後には8割を超えることとなります。公園施設も同様に老朽化が進むことから、次々に改修時期を迎えることとなりますが、限られた財源の中ではすべての公園施設を改修することは難しい状況にあります。

【図2-3-1】 年代別公園等整備状況と累計数



公園等の維持管理費用は増加傾向にあり、平成28年度以降は10億円を超えています。今後、老朽化した公園施設が増加することから、改修に要する費用は更に増加していくことが見込まれます。

【図2-3-2】 公園等の維持管理費用の推移



開園から30年以上経過している公園等が全体の6割を超える中で、公園施設の老朽化が進行しています。老朽化した施設は美観を損なうだけでなく、安全な公園利用の支障となります。また近年、バリアフリー化や遊具の安全・安心への要請が高まっており、これらへの対応が課題となっています。



・フジ棚の塗装はがれ

長年の重ね塗りで塗装が下地に活着しづらくなっています。はがれ落ちた塗装は美観を損ねるだけでなく、安全利用の面で課題があります。



・安全基準（※）設定前の遊具

ブランコ安全柵と着座部までの間隔が狭く、安全面に課題があります。

※安全基準とは国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の中で示されている、柵の隙間の大きさや遊具どうしの間隔等のことを指し、区ではこれを「安全基準」ということとします。



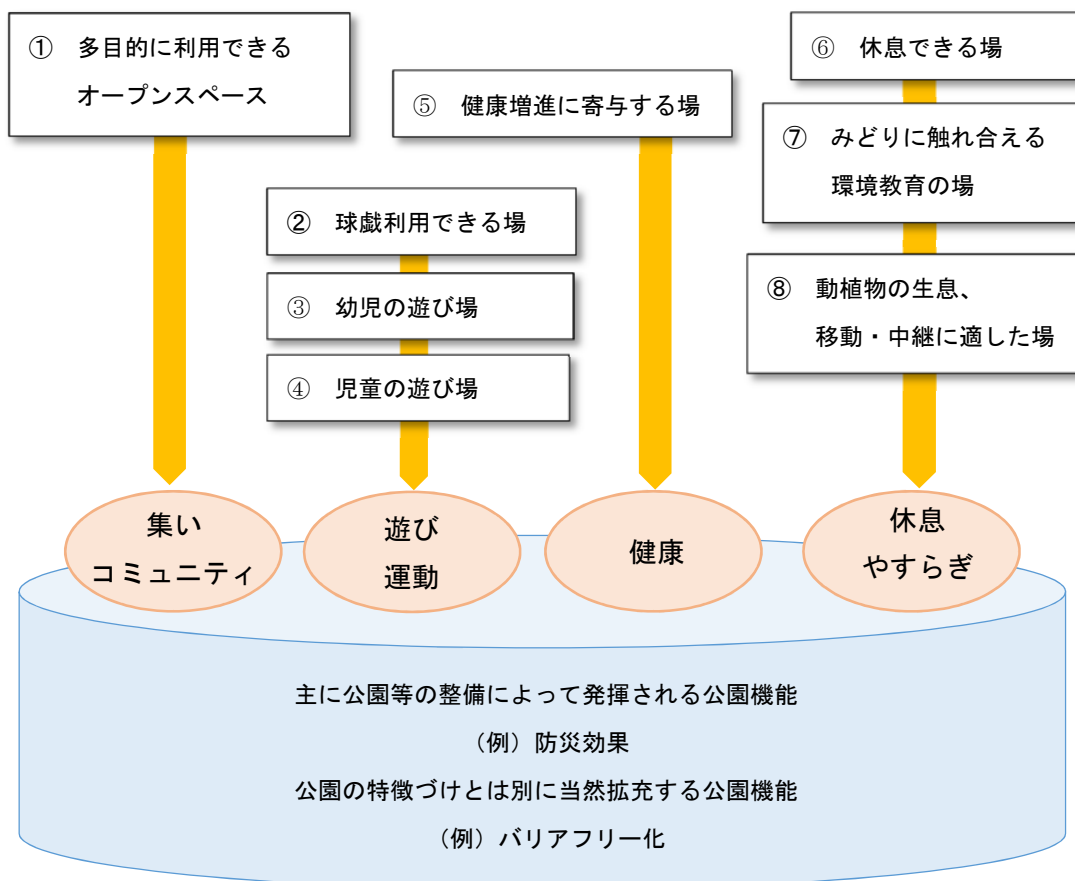
・バリアフリーになっていない トイレ

従来のトイレは狭く、段差もあるため、高齢者や車いす利用者にとっては利用しづらい形状となっています。

2-4 公園機能の現状

公園機能について公園利用の面から特徴となる8項目を選び、以下のように整理しました。

【図 2-4-1】 公園機能の整理イメージ図

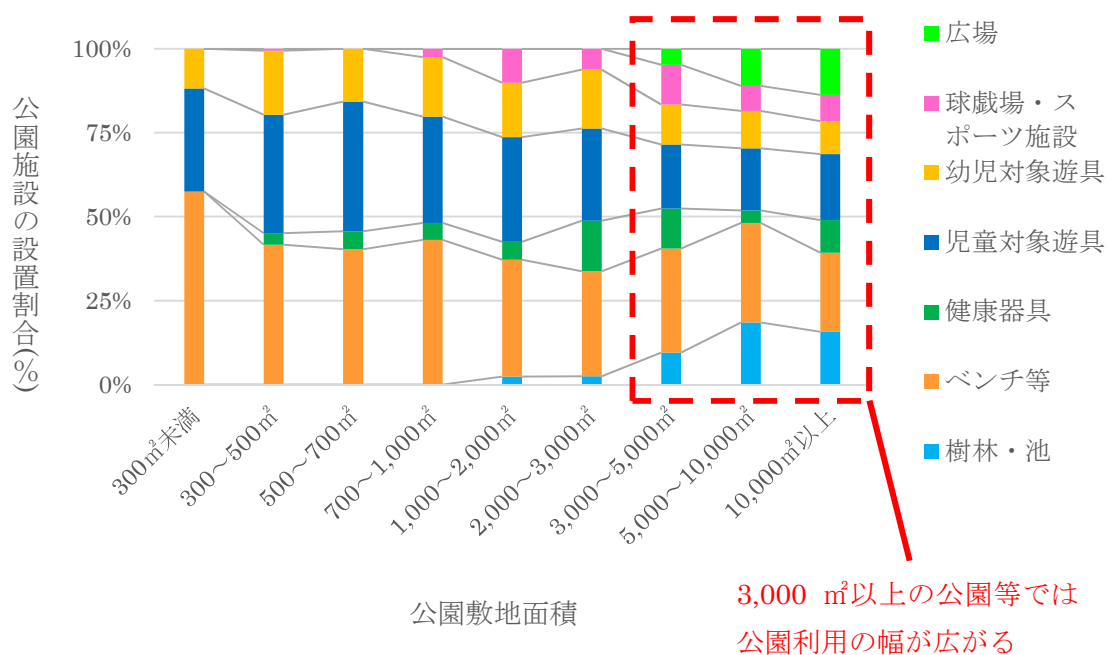


次の表及び図のとおり、8つの公園機能に対応する公園施設に置き換え、公園規模別にその構成を比較しました。300 m²未満の公園等では幼児対象遊具、児童対象遊具、ベンチ等のみであるのに対して、3000 m²以上を確保できれば広場、球戯場・スポーツ施設、樹林・池が増え、全種別の公園施設が整備されていることがわかります。様々な公園施設が増えると公園利用の幅が広がり、公園機能の充実を図ることができますが、そのためには一定の面積が必要となります。

【表 2-4-2】 公園機能と一般的な公園施設

公園機能	一般的な公園施設
①多目的に利用できるオープンスペース	ある程度の大きさを持った広場
②球戯利用できる場	球戯場・スポーツ施設
③幼児の遊び場	幼児対象遊具
④児童の遊び場	児童対象遊具
⑤健康増進に寄与する場	高齢者等の健康増進のための器具
⑥休息できる場	ベンチ、野外卓、あずま屋
⑦みどりに触れ合える環境教育の場	樹林・池
⑧動植物の生息、移動中継に適した場	

【図 2-4-3】 面積別公園施設の整備状況



一方、図 2-1-2 で見たように区立の公園等の整備状況を面積別に見ると、3,000 m²に満たない公園等が約 9 割を占めています。小規模な公園等では、様々な公園機能を持ち合わせることはスペース上難しく、この点からも規模の大きな公園等の整備が必要になります。

2-5 公園利用の多様化

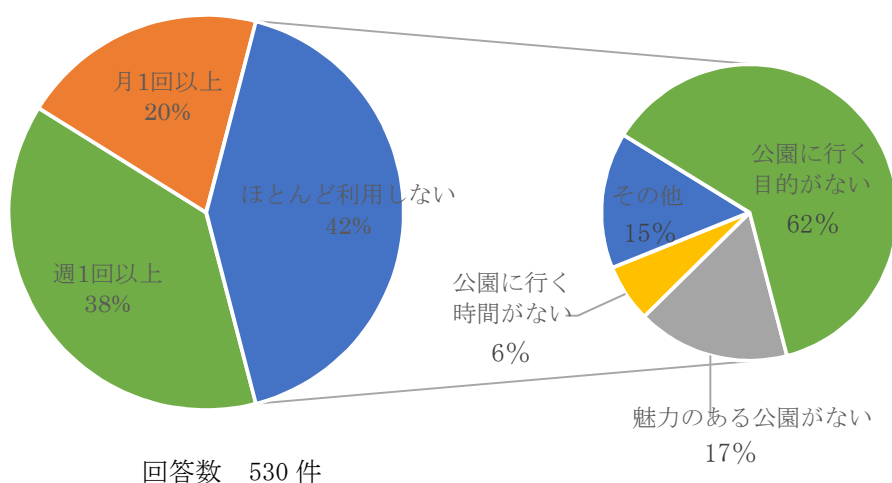
平成 29 年 6 月 15 日に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 26 号）は、公園利用における価値観が多様化する中で、今ある公園施設をどのように活かし魅力ある公園につなげるかといった課題を受けて制定されました。

このような国の動向を背景に区では下記のような方法で調査を実施し、公園利用の多様な区民ニーズを把握しています。

(1) 駅前インタビュー調査

日常における公園利用の実態を把握するため、様々な世代の集まる駅前でインタビュー調査を行っています。

【図 2-5-1】 公園利用頻度と利用しない理由

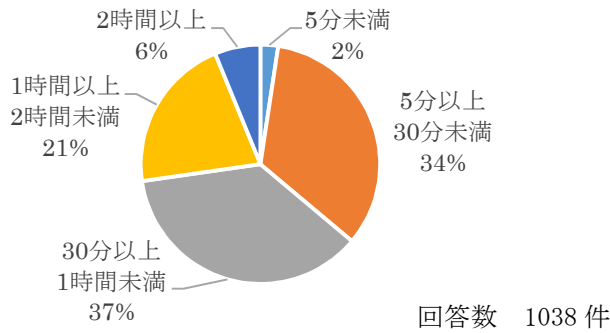


週 1 回または月 1 回公園を利用すると答えた割合が約 6 割であるのに対して、ほとんど利用しないと答えた割合が約 4 割あります。また、利用しない理由として「公園に行く目的がない」との回答がほとんどを占めています。回答者の約 6 割が 20～64 歳の現役世代であったことから、日常生活の中で公園利用の割合が小さいことが考えられます。（調査方法等は資料編 7-①参照）

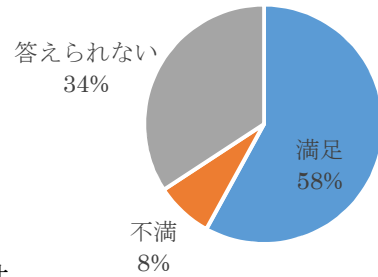
(2) 公園現地インタビュー調査

公園利用者のニーズを詳細に把握するため、普段利用する公園についてインタビュー調査を行っています。

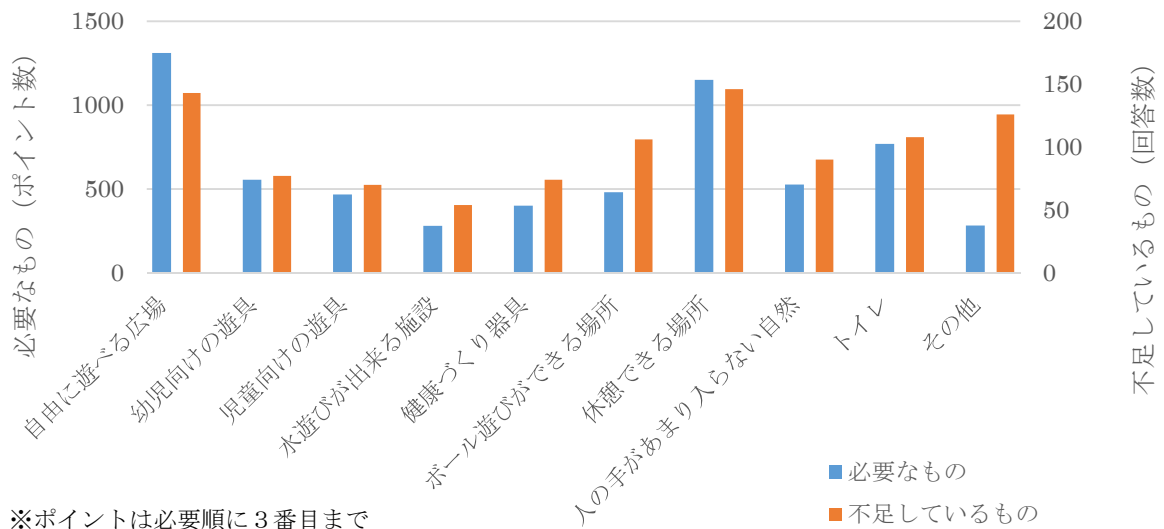
【図 2-5-2】 公園滞在時間



【図 2-5-3】 公園等の満足度



【図 2-5-4】 公園等に必要なものとは不足しているもの



※ポイントは必要順に3番目までを点数化した合計

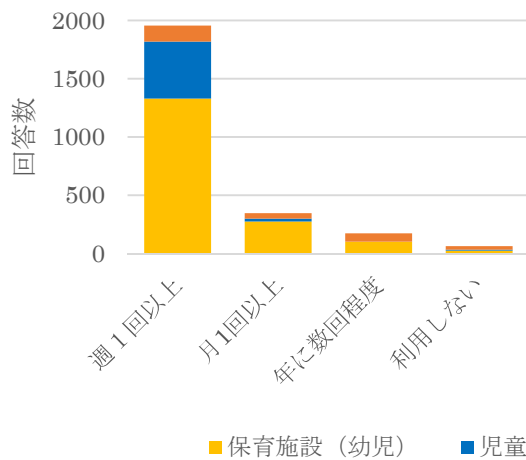
公園滞在時間は30分以上1時間未満が約4割を占め、普段利用する公園には約6割の方が満足と答えています。公園に必要な施設は「自由に遊べる広場」がもっとも多く、次いで「休憩できる場所」が続いています。不足している施設でも同様に2項目の割合が高くなっています。このことから広場や休憩施設のニーズが高まっていることがわかります。(調査方法等は資料編7-②参照)

(3) 施設アンケート調査

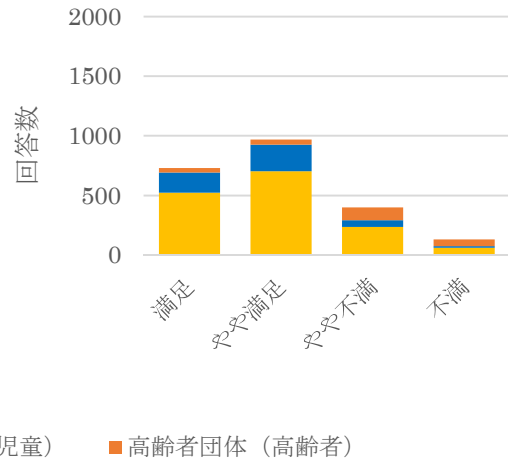
公園現地インタビュー調査では得られなかった個別の公園等におけるニーズを把握するため、とくに公園利用が生活に密接に関わる、幼児、児童、高齢者について調査をしています。

(※本方針では、幼児を満1歳から小学校入学まで、児童を小学校入学から中学校卒業まで、高齢者を65歳以上として、それぞれ保育施設、児童館、高齢者団体への調査を行っています。)

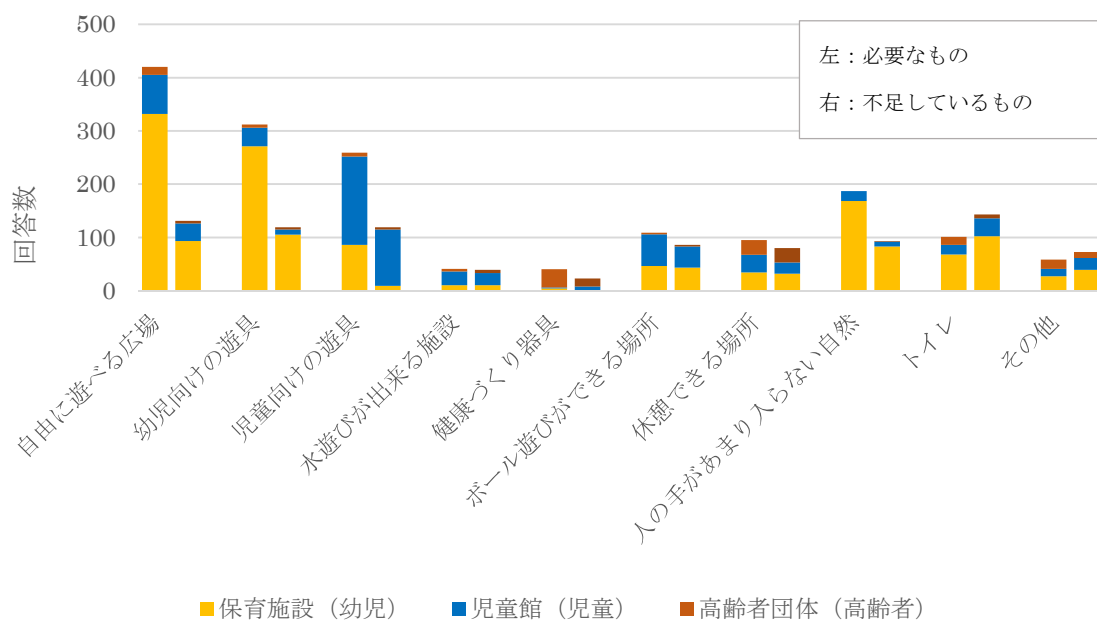
【図 2-5-5】 公園利用頻度



【図 2-5-6】 公園等の満足



【図 2-5-7】 公園等に必要なものと不足しているもの

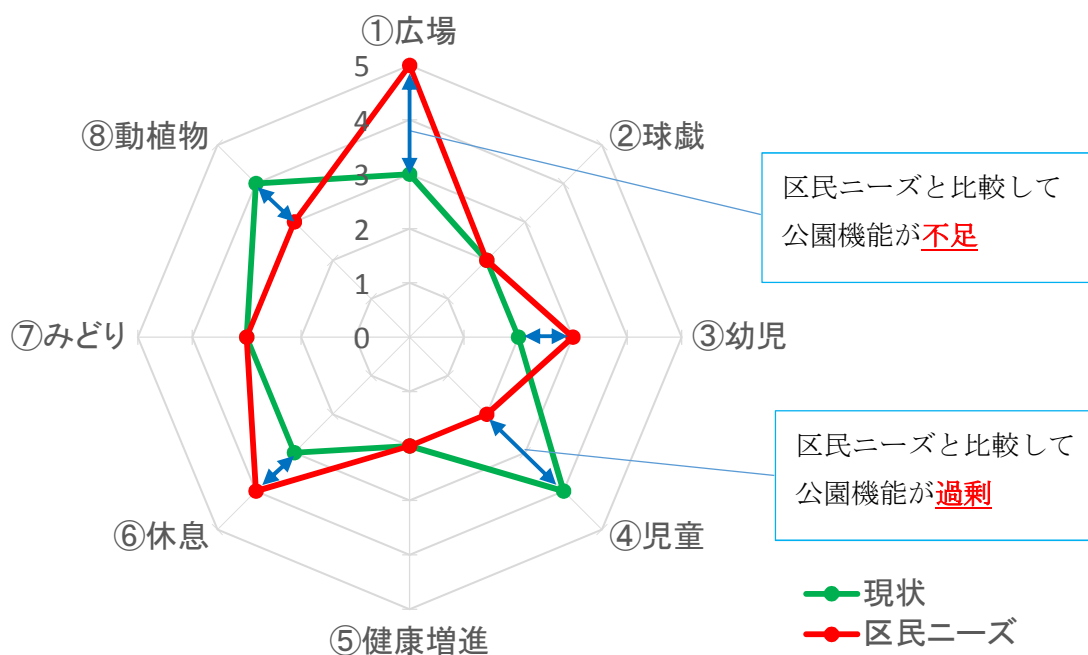


公園利用は週1回以上の利用がもっとも多く、また、満足度は「満足」「やや満足」が多くを占めていることから、公園等はよく利用され、満足度も高いことがわかります。必要な施設は公園現地インタビュー調査結果と同様に「自由に遊べる広場」がもっとも多かったほか、保育施設では「幼児向けの遊具」、児童館では「児童向けの遊具」、高齢者では「健康づくり器具」がそれぞれの世代を反映して必要と回答しています。（調査方法等は資料編7-③参照）

2-6 区民ニーズと公園機能の比較

2-5 で見た公園現地インタビュー調査結果をもとに区民ニーズを点数化して、同様に点数化した現状の公園機能と比較します。区民ニーズと現状の公園機能の差異を解消することが区民ニーズに応えることにつながります。

【図 2-6】 区民ニーズと現状の公園機能の比較レーダーチャート
(杉並区平均)

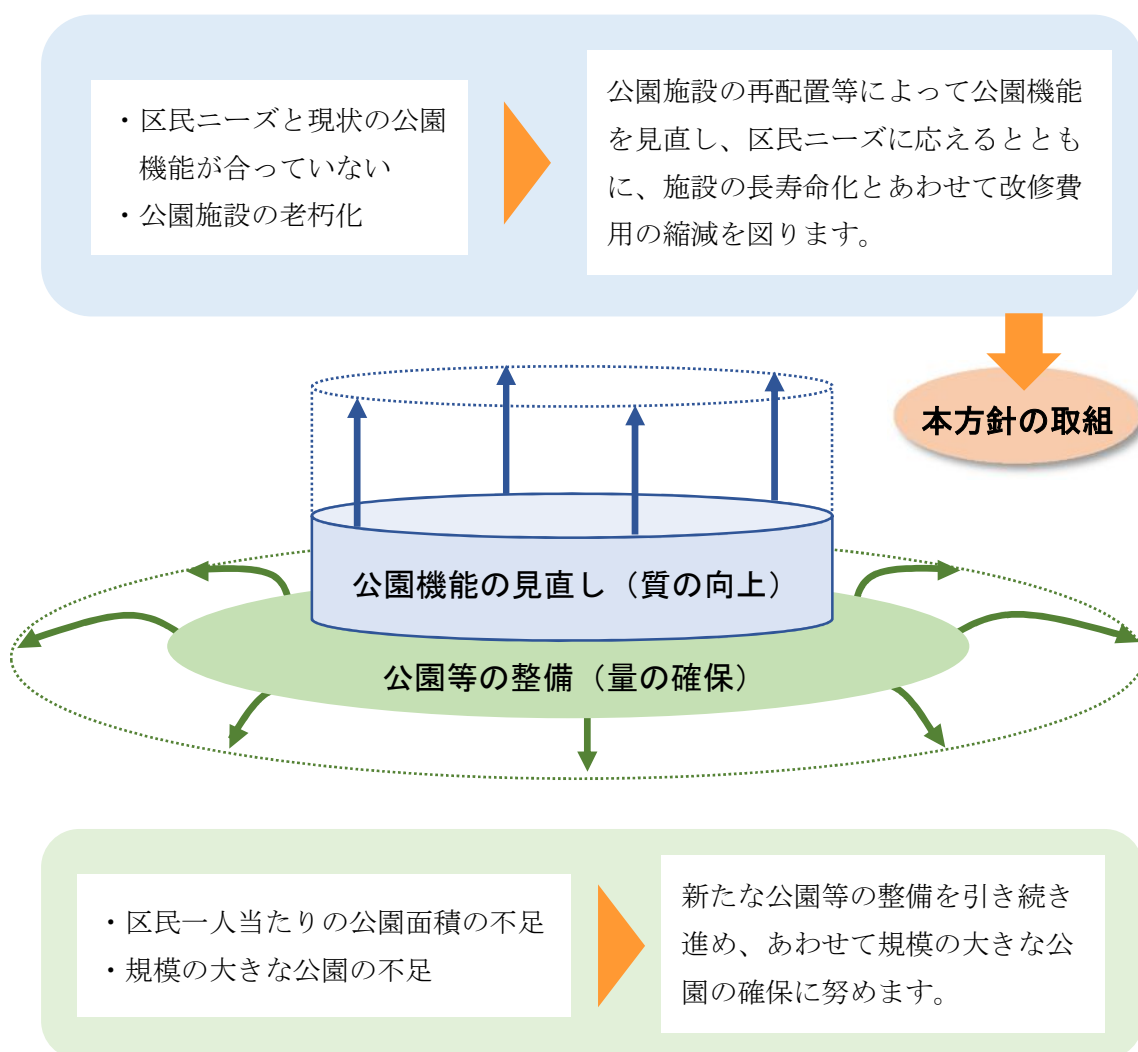


第3章 課題解決に向けた基本的な考え方

3-1 課題解決に向けた方向性

杉並区では「杉並区みどりの基本計画」において、区民一人当たりの公園面積の長期的な目標を5㎡としています。平成30年4月1日現在の公園面積は2.07㎡に留まっています。そのため新たな公園等の整備を引き続き進めるとともに規模の大きな公園の確保に努めます。

一方、区民ニーズの多様化など公園を取り巻く環境が大きく変化していることから、公園施設の再配置等によって、区民ニーズに応える公園機能の見直しを進めます。あわせて施設の長寿命化とともに、公園施設の再配置によって改修費用の縮減を図ります。



3-2 複数の公園等による公園機能の見直し

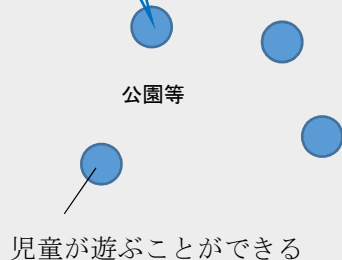
公園機能を見直すにあたっては、一つの公園等で見直すのではなく一定の範囲にある複数の公園等を対象とすることで、それぞれが公園機能を分担、補完しあい、全体として区民ニーズに応えることができます。

一つの公園等で見直す場合

似通った機能しかない公園等の一つに様々な公園機能を加えたい。

- ▲ 球戯ができる
- ひと休みできる
- ◆ 幼児が遊ぶことができる

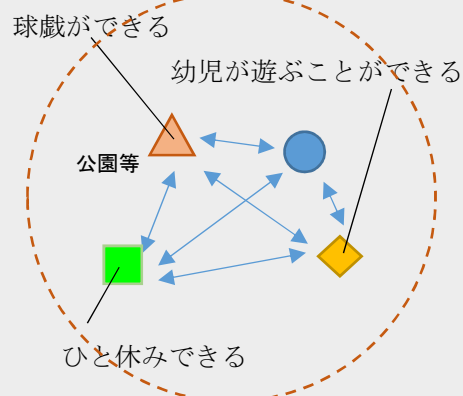
公園機能を増やすには限界がある



敷地の小さな公園等では様々な公園施設を設けるには限界があり、公園機能を増やせず区民ニーズに応えられない。

複数の公園等で見直す場合

一つの公園等では増やすことのできない公園機能を周辺の公園等で分担し補完する。



複数の公園等が一体となって、公園機能を増やすことで区民ニーズに応えることができる。

※公園機能見直しの際は、周辺の生産緑地や公共施設等の配置についても考慮していきます。

3-3 核となる公園と公園区の設定

小規模であっても複数の公園等が分担しあえば公園機能を増やすことができます。一方、2-4で見たように、大きな空間を必要とする広場や球戯利用といった機能を確保するには、概ね3000㎡以上あることが望ましいと言えます。しかし2500㎡以上の公園であっても改修等によって広場等を創出できる可能性があることから対象に含め、公園機能の見直しの中心的な役割を担う「核となる公園」とします。

【表3-3-1】 核となる公園一覧

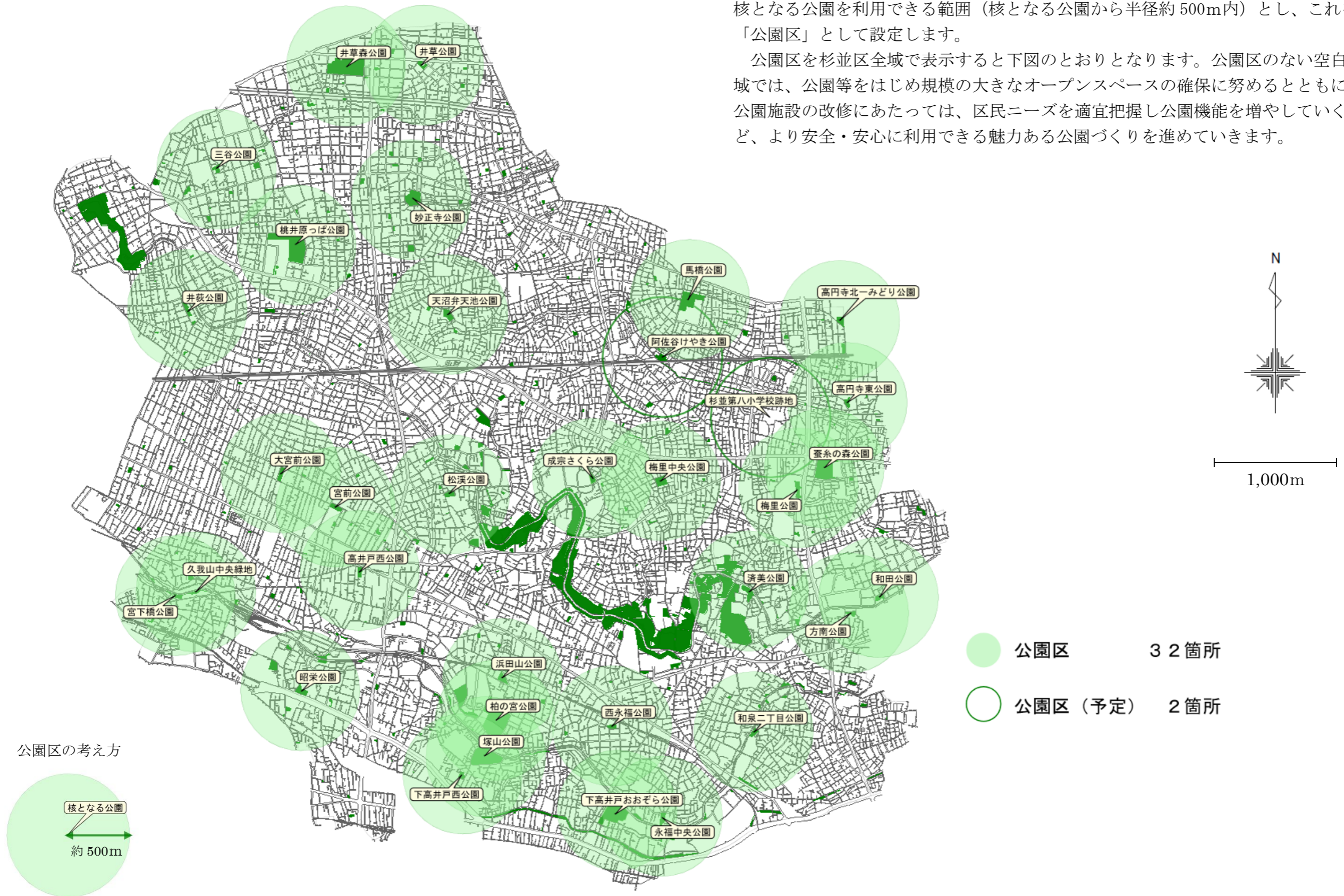
番号	公園名称	所在地	敷地面積
1	西永福公園	永福 3-40-6	2517.62 ㎡
2	方南公園	方南 2-28-24	2669.69 ㎡
3	和田公園	和田 2-1-11	2737.09 ㎡
4	妙正寺公園	清水 3-21-21	12444.22 ㎡
5	梅里公園	梅里 1-1-55	5621.32 ㎡
6	三谷公園	上井草 3-12-10	2811.16 ㎡
7	高円寺東公園	高円寺南 5-11-7	2718.66 ㎡
8	済美公園	堀ノ内 1-27-40	6520.63 ㎡
9	大宮前公園	宮前 3-15-10	3826.65 ㎡
10	井荻公園	西荻北 4-38-17	3939.49 ㎡
11	下高井戸西公園	下高井戸 5-9-24	2501.81 ㎡
12	浜田山公園	浜田山 2-17-1	4594.78 ㎡
13	井草公園	井草 2-21-1	2843.84 ㎡
14	高井戸西公園	高井戸西 3-6-18	2999.75 ㎡
15	松溪公園	荻窪 1-39-1	3552.05 ㎡
16	昭栄公園	高井戸西 1-12-2	4950.00 ㎡
17	和泉二丁目公園	和泉 2-45-10	2666.11 ㎡
18	梅里中央公園	梅里 2-34-20	6286.32 ㎡
19	馬橋公園	高円寺北 4-35-5	19261.23 ㎡
20	蚕糸の森公園	和田 3-55-30	27146.86 ㎡
21	塚山公園	下高井戸 5-23-12	28700.67 ㎡
22	宮下橋公園	久我山 3-27-15	2776.16 ㎡
23	久我山中央緑地	久我山 3-25-21	2544.11 ㎡
24	永福中央公園	永福 2-1-12	4166.22 ㎡

25	宮前公園	宮前 2-12-18	3727.08 m ²
26	井草森公園	井草 4-12-1	39503.80 m ²
27	柏の宮公園	浜田山 2-5-1	43458.30 m ²
28	天沼弁天池公園	天沼 3-23-1	5295.66 m ²
29	桃井原っぱ公園	桃井 3-8-1	40000.00 m ²
30	高円寺北一みどり公園	高円寺北 1-28-2	3609.03 m ²
31	成宗さくら公園	成田東 4-3-6	2950.02 m ²
32	下高井戸おおぞら公園	下高井戸 2-28-23	30757.41 m ²

- ※ 遊び場は暫定的な整備であるため除外しています。
- ※ いこいの森は区有地ではないことから除外しています。
- ※ 大田黒公園、杉並児童交通公園、成田西ふれあい農業公園は特殊な利用をされるため除外しています。
- ※ 玉川上水公園、桃園川緑道、和田堀公園（区立）等は細長い形状でオープンスペースが少ないため除外しています。
- ※ 三井の森公園、清水森公園等は園内の大部分が樹林であり、オープンスペースが少ないため除外しています。
- ※ 阿佐谷けやき公園、杉並第八小学校跡地に予定される公園については未整備のため、整備後に改めて位置づけを検討します。
- ※ 都立公園（善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園）は区が管理する公園でなく、公園機能を見直すことができないため除外しています。

核となる公園が公園機能見直しの中心になることから、公園機能見直しの範囲を核となる公園を利用できる範囲（核となる公園から半径約500m内）とし、これを「公園区」として設定します。

公園区を杉並区全域で表示すると下図のとおりとなります。公園区のない空白地域では、公園等をはじめ規模の大きなオープンスペースの確保に努めるとともに、公園施設の改修にあたっては、区民ニーズを適宜把握し公園機能を増やしていくなど、より安全・安心に利用できる魅力ある公園づくりを進めていきます。



3-4 公園施設にかかる費用縮減対策

30年以上経過した公園等が6割に達していることから、同様に公園施設も老朽化が進んでおり、今後、公園施設の改修費用は当然増加することが考えられます。加えて次々に更新時期を迎えた施設が増えることで、改修費用が一時期に集中することとなります。

しかし限られた財源の中では、すべての公園施設を一度に改修することが難しい状況です。

そこで本方針では下記の取組によって、安全・安心な公園施設を維持していきます。

①公園施設の長寿命化

公園施設の長寿命化計画によって、計画的に公園施設を改修することで改修費用の平準化を図ります。さらに改修する公園施設は耐用年数の長い素材を用いて施設の長寿命化を図ります。

②公園施設の再配置

区民ニーズの低い公園施設や重複した機能の公園施設は再配置によって見直します。

3-5 公園施設の長寿命化への取組

(1) 公園施設の長寿命化計画

公園施設長寿命化計画とは、老朽化する公園施設の改修費用が全国で増大する中、国土交通省がまとめた「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき地方自治体が作成する施設の計画的な更新と方針をまとめたものです。

区では、公園施設のうち、安全な公園利用に直結する遊戯施設（遊具）について、下記のとおり健全度調査を実施し、その判定結果と施設の経過年数に基づき平成 29 年度に長寿命化計画を作成しています。なお、今後とも、適宜、健全度調査を実施し、判定結果を踏まえて、必要に応じて補修等の対応をしていきます。

《健全度調査》

遊具の損傷や腐食状態等から判断する「劣化判定」を基本に、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び（社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」に示されたハザード(※)の観点も踏まえて健全度を判定したものの。

※ハザードとは冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで、子供が予測できずに事故につながる危険性を言う。

【表 3-5-1】 健全度調査結果一覧（平成 27 年度）

判定	評価内容	施設数
A	健全な状態	6 基
B	概ね健全だが部分的に劣化が進行している状態	384 基
C	全体的に劣化が進行し、補修や更新が必要な状態	651 基
D	全体的に顕著な劣化があり、更新が必要な状態	13 基
	計	1,054 基

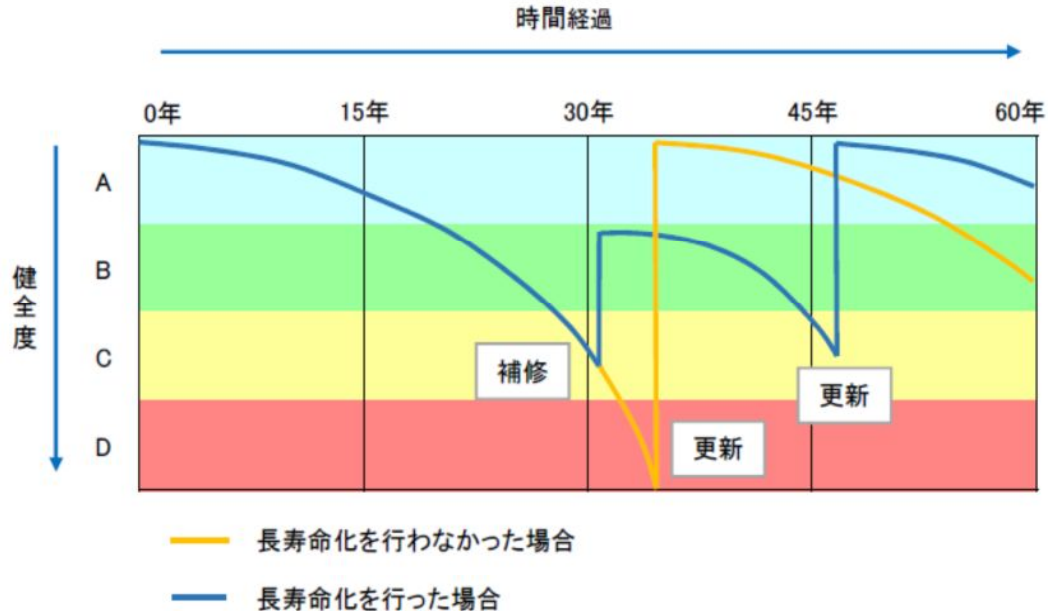
(2) 予防保全型管理

長寿命化計画では従来の事後保全型から予防保全型に転換することで、危険なD判定になる前に補修等を行い、施設を長持ちさせることで費用の縮減や平準化を図ります。

【表 3-5-2】 管理の種別

種別	内容
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的に計画的な手入れを行うよう管理する方法

【図 3-5-3】 予防保全型管理による施設長寿命化のモデル



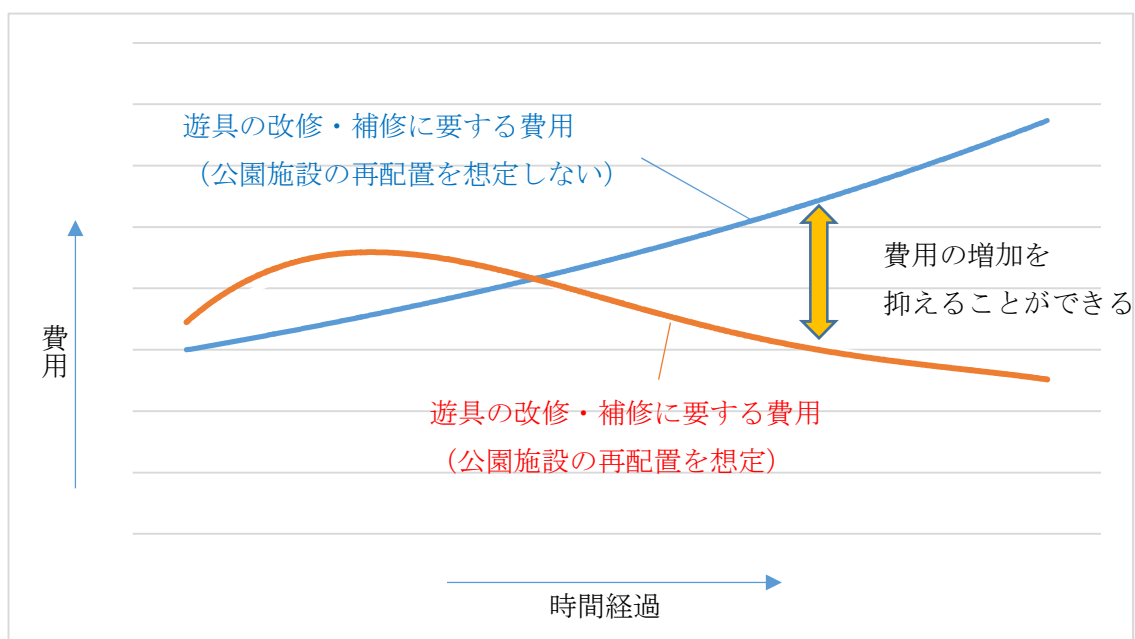
(3) 耐用年数の長い素材を使用した公園施設

遊具をはじめ、公園施設を改修する際は耐用年数の長い素材に変えます。

3-6 公園施設の再配置による費用縮減

計画的な改修による費用の平準化や耐用年数の長い素材の使用など、公園施設の長寿命化のほか、重複した機能の公園施設を再配置によって見直すことで施設にかかる長期的な改修等費用を縮減することができます。

【図 3-6】 公園施設の再配置による遊具の改修等費用の縮減効果イメージ



第4章 多世代が利用できる公園づくりの実現に向けて

4-1 協働による公園づくり ～みんなで考えます～

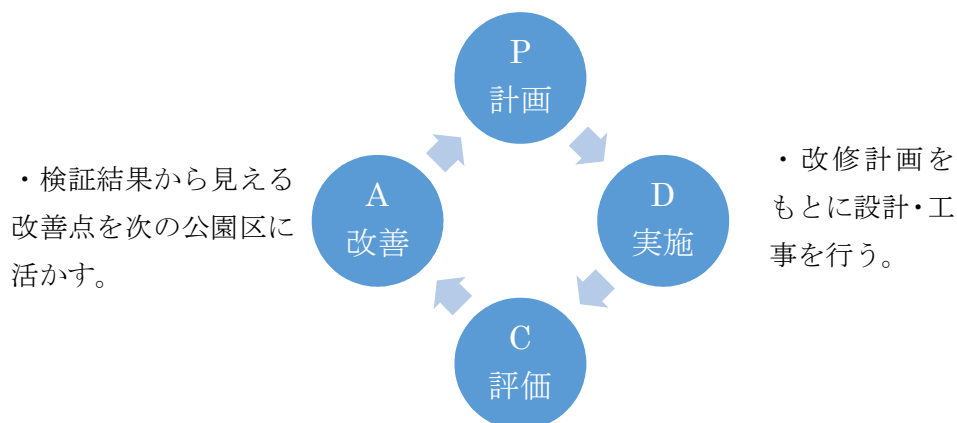
本方針では公園現地インタビュー調査等をもとに区民ニーズを把握・分析し、現状の公園機能との差異から、公園区における配置を踏まえた公園施設の再配置の考え方を示してきました。

詳細な区民ニーズは公園区それぞれで異なることから、公園施設の再配置は地域におけるワークショップ等によって、利用者である区民の皆様と話し合いながら行っていきます。また、こうした取組を効率的に進めるため民間事業者の資金やノウハウを活用した公園施設の改修や公園運営も検討していきます。

4-2 計画的な公園区の改修 ～着実に進めていきます～

全ての公園区を同時に改修することは困難であることから、地域に偏りがないよう配慮しながら、本方針に基づく取組による効果が高い公園区から順次改修を進めていきます。改修にあたってはPDCAサイクルをもとに、改修した公園区の成果を次の公園区に活かしていきます。

・ワークショップ等を活用して地域と行政が同じ目的を共有し改修計画をつくる。



4-3 方針の改定

本方針は1-3で見たとおり、今後は杉並区みどりの基本計画に包含されます。よって計画の改定にあわせて本方針も改定していきます。

4-4 公園等を取り巻く課題への取組に向けて

公園等を取り巻くその他の課題は下表のとおり広範に及びますが、これらの課題解決に向けて、公園利用者、地域住民、事業者、その他NPO法人等と一緒に取組んでいきます。

表4-4 公園等を取り巻くその他の課題

ハード面	ソフト面
<ul style="list-style-type: none"> ・水とみどりのネットワーク形成 ・生産緑地の指定解除が集中する、いわゆる 2022年問題に対応した用地の確保 ・P-PFI制度を活用した公園整備 ・生態系に配慮した公園整備 ・バリアフリーに対応した便所改修等 ・新基準に対応した遊具改修 ・ユニバーサルデザインによる公園整備 ・防災の視点による公園整備 ・ヒートアイランド現象緩和 及び地球温暖化対策 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの連れ込み ・エサやり（ネコ・鯉・カラス等） ・受動喫煙 ・ボール利用、騒音 ・不法投棄 ・防犯カメラ設置の是非 ・都市における公園樹木のあり方 ・賑わいの創出、プレーパークの創設 ・指定管理者制度等、民間活力による 管理運営 ・歴史・文化的資源の活用 など